

平成29年度 あさひが丘学園事業計画

1. 経営理念・基本方針・行動指針

(1) 経営理念

「共生と共創」～だれもが「生まれてきてよかった」と思える共生社会を創造する～

(2) 基本方針

① エンパワメント

知的・発達障害を持つ人の基本的人権を尊重し、本人が持てる力を十分に發揮し、より豊かな人生を送ることができるよう支援する。

② 主体性尊重

利用者の主体性を尊重し、より良い意思決定ができるよう支援する。

③ フロンティア精神

社会福祉法人は地域社会のなかの重要な社会資源であることを自覚し、常に開拓的精神をもって地域福祉の向上と地域社会の発展に寄与する。

④ 安定経営

本人・家族・職員の幸福な人生に寄与するために安定した法人経営に努める。

(3) 行動指針

経営理念を実現するために、以下の行動指針に基づいて福祉サービスの提供を行う。

① 利用者の健やかな成長・発達と豊かな生活を願い、個々のニーズに応じた適切な支援を行う。

② 利用者が健康で快適な生活を送ることができるよう、常に清潔で安全な生活環境を保つよう努める。

③ 利用者のより良い意志

決定ができるよう支援し、その権利行使しうる環境づくりに努める。

④ 利用者は地域社会の一員であるということを認識し、社会参加の機会をできるだけ多く確保するよう支援する。

⑤ 施設は地域社会の中の一社会資源であるということを自覚し、地域福祉サービスの推進に積極的に取り組み、地域福祉の向上に寄与する。

⑥ 職員は自らの専門的役割を自覚し、絶えず研鑽を重ね、専門的支援技術と人間力の向上に努める。

2. あさひが丘学園の事業

(1) 障害児入所施設あさひが丘学園

(入所28名・短期入所8名)

(2) 障害者支援施設あさひが丘

(施設入所支援52名・生活介護80名・短期入所10名・日中一時支援)

(3) 地域生活支援センターあさひが丘

① 児童発達支援センター歩路

(児童発達支援25名・放課後等デイサービス20名・保育所等訪問支援・日中一時支援)

② ワークショップあすもね (就労継続支援B型20名・生活介護6名)

③ ヘルパーステーションとわ (居宅介護・行動援護・移動支援)

④ グループホームあさひが丘 (介護サービス包括型共同生活援助6ホーム・36名)

⑤ あさひが丘相談支援センター (指定一般・特定・障害児相談支援事業)

(4) ガーデンキッズセルク (児童発達支援20名・保育所等訪問支援)

(5) ガーデンキッズトリア

(児童発達支援10名・放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援)

(6) あさひが丘乗馬俱楽部「シュバル」(放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援)

3. 今年度の重点目標と具体的取り組み

平成29年度重点テーマ

- ① 職員は利用者の笑顔のある暮らしを支える「よき隣人」であること
- ② 施設は利用者が暮らす地域社会との関係を深めること

【最重点目標】

(1) 地域貢献活動

- ① 身近な地域との関係づくり
地域の中で生活している利用者、職員であることを認識し、日頃からの地域住民への挨拶はもとより、各事業所、グループホーム前一般道、ゴミ収集所等の清掃を行う。地域生活支援センター会議室等の施設開放を呼びかけるとともに班会等で地域資源として活用してもらうように呼びかけを行う。
春山地域での六月灯、棒踊り等地域行事への参加や、定例会等への参加をおこない地域への協力を行う。また皆与志地域については、皆与志サンデーを訪問し地域行事の実態を確認する。あわせて事前の情報収集として民生委員、公民館長との交流の機会を持つ。
あさひやワークショップ、秋まつり等を定期的に開催し、地域や一般の方との交流を図る機会を積極的に展開する。
- ② 社会生活を営むことに困難を抱えている人たちへの支援
今後の社会福祉法人の役割として、地域社会における公益的な取り組みを実施する責務が求められることから、平成29年度は生活困窮者への支援について、NPO法人関係者から支援の実態について学ぶ機会を設け、具体的な生活困窮者への支援を行う。また、「つながる相談会」への相談支援員の協力を行う。

(2) 上質で快適な生活

- ① 生活環境について
既存の居室はもとより生活空間において、より快適な生活が送れるように利用者のニーズに応じた「落ち着ける空間作り」「潤いのある空間作り」に取り組む。また成人部においては中庭に利用者の過ごしやすいスペースを検討し整える。
- ② 食事について
より家庭的な雰囲気を大切にしながら、季節を感じられる食事や行事食を取り入れ、温かい料理は温かいうちに、冷たい料理は冷たいうちに摂れるように、適時・適温の食事の提供に努める。
成人部においては食事ならびに食事環境改善を図るためのプロジェクトチームを作る。本年度は、利用者の状態像に応じた食事カルテを作成し、栄養面や食事の摂り方の見直しをおこない今後の活用について検討する。また食堂内も快適に使用できるように食事環境の見直しを行う。
- ③ 衣類について
利用者のニーズ、趣味趣向に合わせた衣類の提供に努め、好感をもたれるおしゃれ感を感じられる服装を心掛ける。

【重点目標】

(1) 組織間連携の充実を図る

- ① チーム内、チーム間、部門間、事業所間連携について、正確な情報共有と決定

事項の確認を念頭に継続して取り組む。また、伝達する場合には「重要なポイントは繰り返し伝える」受けて側は、「要点を明確にし、復唱することを徹底し、さらなる連携のレベルアップを図る。

- ② 各種会議の質の向上について、議案の工夫や、職員参画型（会議の活発化、発言が多く出るように工夫を行う）の会議の実施を行い、課題を明確にして議論することにより一定の成果が上がっているが、更なる充実を図っていくための取り組みを推進する。
- ③ 会議での決定事項の確実な実行の為、進捗報告や議事録の回覧を行い、決定事項の確実な実行に努める。

（2）人材育成の充実を図る

- ① 職員一人ひとりが取るべき行動をより理解できるようにあさひが丘行動指針マニュアルを本年度中に作成し、その活用を行う。また自ら考えて行動できる職員を育成する。
- ② 新人職員と指導役の先輩職員のペアを作り、業務内容のスムーズな習得を図るとともに、新人職員が業務内外のいろいろな相談を気軽に行えるチューター制度の充実を図る。先輩職員は、新任職員へ積極的に働きかけ、日頃の思いや迷いを改善する働きかけ、働きやすい人間関係、職場作りを行う。併せて中途採用職員が職場環境に馴染める様な研修を実施する。
- ③ 自らの事業所を深く理解する為に、法人内での中堅職員の案内による事業所案内会を実施する。説明者はチーフ以下、他3年目以上の職員を対象とする。
- ④ 事例検討会議、ケース会議の自主的な勉強会の機会を提供することに合わせ定期的なDVD視聴会をおこない職員の資質向上を図る。

（3）職場環境の充実を図る

- ① 職場環境の充実を図るための職員からの提案を募集する。また、チーム会議等で職員からの自発的な提案が積極的に出る機会を設け、良いものはスピード一実行する。
- ② 年次有給休暇を1人当たり年間10日以上取得することを目標とし、また、全職員が年1回以上6連休または4連休を2回以上とれるようにする。
- ③ 統括副施設長が年1回全職員と個別面談を行い、各職員が抱えている課題や仕事への取り組み姿勢等についての聞き取りを行うとともに、仕事に対する意欲を高められるようにアドバイスを行う。

（4）リスクマネジメントへの取り組みを強化する

- ① トータルなリスクマネジメントシステム作りの第一歩として、平成28年度作成した新体制後の事故防止マニュアルの活用を行う。
- ② 昨年度準備した備蓄品について、万一の災害に備えて、必要備蓄品の品質管理を行うと共に、訓練の中で飲料水、食糧などの備蓄品を使用する機会を設ける。
- ③ 防災における地域との連携
緊急時の対策として自治会との連携を図り、自治会長を含めた地域との連絡体制網を整備する。
- ④ ヒヤリハット報告の提出を推進し事故、怪我を未然に防ぐことに努める。

(5) 地域社会に向けての取り組みの充実を図る

- ① 児童発達支援センターにおいて公開療育を実施するとともに、保健センターや近隣の幼稚園・保育園との連絡会を実施する。児童発達支援事業所との連絡会を開催し、児童発達支援センターの役割を担うと共に、近隣の児童発達支援事業所の質の向上に繋げる。
- ② 学園主催の地域イベント（秋祭り）を今年度も開催する。また、地域の方への案内、協力要請を行い、地域の方が参加できる企画や店舗スペースを設け、地域の方が参加できるような行事へ展開する。
- ③ 「あさひが丘サポーター制度」（学園の運営や活動を理解し、協力していただけるような地域の協力者）の充実を図るため登録手順の見直しを行う。
また実際に活動がしやすい環境も整えていき、学園と地域社会とのつながりを太くするように努める。
- ④ 新たに完成したパンフレットを活用し、広報活動に努める。またＨＰを積極的に活用し情報発信にも努めていく。
- ⑤ ホームページ、フェイスブック等のＳＮＳを活用し、タイムリーな情報発信を行う。
また日中活動科の作品をアップし、あさひやの認知度を上げ、あさひが丘を訪れる方が増えるような情報発信としての企画・活用を目指す。

(6) 新事業の円滑な運営と新たな事業展開のための施設整備を行う

- ① 「ももか」を新築ホームに移転し円滑な運営を行う。
- ② 新たなグループホームを平成30年度中に建設し、平成31年4月からの開設を目指す。障害者支援施設入所者の地域移行を図り、障害者支援施設の全室個室化を行う。
- ③ 教育棟の耐震工事及び改築工事を行う。また教育棟前の舗装工事を行う。
- ④ 成人棟及び旧児童棟（現成人部3寮）の外壁等補修工事を行う。
- ⑤ 機能訓練棟の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震工事及び床張替等の改修工事を行う。
- ⑥ 新たな作業棟の建設について、日中活動の体制変更を含めて検討を行う。

(7) 利用者の権利擁護の取り組みを推進する

- ① 司法書士と連携して、入所・通所・グループホーム利用者が成年後見制度を利用できるように支援する。
- ② 各事業所に虐待防止マネージャーを配置し、人権侵害防止の取り組みを推進する。職員の人権擁護意識を高める為に、職員間で身近な疑問を話し合う機会を設ける。
- ③ 児童虐待や障害者虐待の早期発見に努め、疑いのあるケースを発見した場合は関係機関と連携し、対応策を講じる。

4. 通常の事業内容

【障害児入所施設あさひが丘学園・障害者支援施設あさひが丘】

(1) 個別支援計画の作成

本年度は、個別支援計画作成の外部講師による研修を実施し、利用者の個別ニーズの

的確な把握とそのニーズに応じたサービスの提供が行えるよう、専門的支援技術の向上を図る。また、サービス管理者ならびに児童発達管理責任者はサービス等利用計画との連動を図り、受給者証の支給決定期間の目安となる対象者の誕生月前までに個別支援計画の作成をおこなう。合わせて個別支援計画の説明と同意をとりその交付を行う。

- ① 個別支援計画作成のための個別研修を実施する
 - 個別支援計画作成能力を高めるために原則3年目以下の直接処遇職員に対して実施する。
 - i. 研修指導者について
研修指導者は原則として各統括主任する。
 - ii. 個別研修の実施期間について
一年目の職員に関しては、5月～7月に実施とする。研修対象ケースならびに職員の割り振り、実施日は研修指導者が作成する。またこの期間以外に実施する場合は研修指導者と調整する。
- ② 個別支援計画事例検討会議を実施する
 - 各職員の個別支援計画作成能力をさらに高めるために、10月～2月の間に毎月1回、個別支援計画事例検討会議を実施する。
進行担当責任者は、統括主任とする。また、担当月のチーフおよび発表者は、進行担当統括主任と協議のうえ会議の論点を明確にして統括副施設長または支援課長に提案する。その後関係部署に会議内容を周知（資料の事前配布等）し活発な議論ができるように配慮する。

（2）日常生活支援

- ① 生活グループ形態
 - 児童部 小規模ユニットケア A、B、C、Dの1ユニット7名、4ユニット計28名
成人部 1寮、2寮、3寮の3グループ計52名に分かれ、日常生活支援を行う。
家庭を離れて施設生活を送る子ども達が自信をもって自立していくようにその基盤となる愛着形成・信頼関係の構築、自己肯定感を形成できるように支援する。
(生活棟の編成については別紙参照)
 - ② 利用者が健康で、快適な生活を送ることができるよう、清潔な環境づくりに努めるとともに、利用者個々の生活スタイルをできる限り尊重するよう配慮する。
 - ③ 利用者が常に清潔な服装を身につけ、また、髪、爪、髭等の整容への支援を適切に行うことにより、利用者の身だしなみが整うよう支援する。
 - ④ 虫歯や歯肉炎の治療、歯石除去、毎食後の歯磨き等を確実に行うことにより、口腔内の状態を清潔に保つ。
 - ⑤ 児童部においては、社会的自立の基礎となる基本的生活習慣の確立を目指し、生活の場で個々の利用者の発達レベルに応じた日常生活動作訓練を行う。
 - ⑥ 利用者自治会の活動がより活発なものになるように、また、学園運営に利用者の希望、要望をできるだけ取り入れられるよう活動支援を行う。
 - ⑦ 利用者個々の趣味・嗜好に応じた居室作りを行い、居室での生活が快適に過ごせるように支援する。
 - ⑧ 清掃業務員と連携し、棟内の美化、居室の整理整頓に努める。また、消臭・消毒機を適宜使用し、居室・洗面所・トイレ等の消臭や感染症に対する消毒を行い、生活スペースを衛生的に保つ。
 - ⑨ 嗜好調査や給食意見箱を活用し利用者のニーズを把握する。また、栄養ケアマネジメントを実施し利用者の健康状態に合わせた食事提供を行うことや楽しい雰囲気でおいしい食事がとれるような環境づくりを行う。

- ⑩ 休日に余暇日勤を設け利用者が楽しめる余暇活動の実施や、休日の余暇活動とは別に職員個々の企画による余暇活動を月1～2回実施し利用者余暇の充実を図る。
- ⑪ 成人女性利用者のお化粧を行う。お化粧から1日を始め、一人一人が輝くように美しく生き生きとした笑顔でスタートできる様にサポートする。
また、お化粧を通して利用者とのコミュニケーションを図り、健康状態の把握にもつなげる。

(3) 日中活動支援（生活介護事業）

- ① 成人部入所・通所者および児童部在園者（学校卒業生）は、生活介護・生産活動系（日中1科）、生活介護・創作系（日中2科）、生活介護・療育系（日中3科）、生活介護・リハビリ系（日中4科）の4グループに分かれ、それぞれ目的に応じた日中活動プログラムを実施する。（日中活動の内容、担当者、編成等については別紙参照）
- ② 保護者に対して日中活動参観を年2回実施する。活動の様子を実際に見て体験してもらうことに合わせ、写真や映像等を活用し、参観で見ることのできない活動の様子についても説明するなどして内容の充実を図る。
- ③ 利用者の状況、ニーズに応じて施設外の福祉的就労事業所、一般事業所等で実習を行う。
- ④ 利用者一人ひとりの活動の幅を広げる。新たな創作・芸術活動への取り組みや各活動科間で交流体験の機会を設け、新しい活動の体験や個々の能力を引き出せるように支援する。
- ⑤ 余暇活動の充実を図る。引き続き、生活介護利用者全員に対して、余暇外出とランチ外出を実施する。また、科ごとの全体余暇等これまで以上に創意・工夫し、利用者一人一人が楽しめる活動を提供する。
- ⑥ 全体での取り組みとして運動プログラムを毎週金曜日に実施する。また、入浴も週に1回提供し、心身の運動とリラックスを図る活動を定期的に取り入れる。加えて、理学療法士とも引き続き連携し、リハビリテーションを通して楽しむ中で適度な運動を確保し、身体機能の維持・向上を図る。
- ⑦ 外部講師による音楽療法（週2回）、アニマルセラピー（週1回）を実施する
- ⑧ 昨年度より実施の乗馬療法を充実させる。本人・保護者のニーズを把握し、シユバルと連携して確実な実施を目指す。また、希望者以外も定期的にふれあいが実施できるようプログラムを作成する。
- ⑨ 来年度以降、各科の組み合わせの見直しを行うため、定期的に話し合いの場を持ち、現状の職員数や利用者の状態像によりあった構成を考える。
- ⑩ 日中活動と地域交流委員会で連携し、地域や一般の方との交流を図れる機会（陶芸や創作活動のワークショップ等）を定期的に設ける。
- ⑪ 服薬、交通安全については、決められた手順を守り事故がないように確実に実施する。

(4) 余暇活動支援

- ① 利用者の生活に潤いや楽しみを持たせるため、年間計画を策定し、行事を計画的に実施する。
- ② 日中活動及び各ユニット・寮ごとに個人又は小グループごとの余暇外出を実施する。
- ③ 余暇調査の実施や意見箱の活用、利用者支援委員会と協力して情報提供や意見交換などを通じてニーズにあった余暇提供を行う。
- ④ 利用者一人ひとりの年齢や発達段階に応じた丁寧な生活支援を行うとともに平日の余暇支援について充実させ生活にうるおいを持たせる取り組みを行う。

- ⑤ 利用者の健康保持・増進に資するため、年間を通して運動、リハビリプログラム等を適宜行う。

(5) 健康・衛生に関する支援

- ① 級別医療を月1回実施し、利用者の健康管理に努める。
- ② 内科検診（年2回）、レントゲン検査（年1回）を実施する。20歳以上の利用者については、生活習慣病等に対して適切に対応するために健康診断（胸部レントゲン・心電図・採血・身長・体重・腹囲・視力・聴力・内診）を実施する。
- ③ 口腔保健センターの協力を得て、歯科治療、歯科検診を実施する。
- ④ 抗てんかん薬服用者の脳波検査・血液検査（年2回）を実施する。
- ⑤ 精神安定剤服用者については、精神科医と十分に連携を保ち情緒安定を図る。
- ⑥ 入浴は毎日行い、清潔を保つ。また、必要に応じて身長・体重・血圧測定を行う。
- ⑦ 利用者の健康保持・増進に資するため、主に生活介護のプログラムを活用し体操、ランニング、ウォーキング、リハビリテーション等を適宜行う。
- ⑧ 月1回程度、理美容を実施する。地域の理美容店に行けない利用者については、訪問理容（月1回）で散髪を行う。
- ⑨ 健康管理マニュアル・投薬管理マニュアルを活用し、誤与薬を防止する。
- ⑩ 健康管理記録票の活用により、利用者の健康管理に関するデータを整理する。
- ⑪ インフルエンザ・ノロウィルス等の感染症に対しては、感染症対策マニュアルを活用し適切に対応する。

(6) 地域生活支援

- ① 短期入所事業の実施（児童：定員8名、成人：定員10名）
- ② 日中一時支援事業の実施

(7) 人権擁護活動

- ① 利用者支援委員会を中心として、利用者に対する人権擁護の取り組みを推進する。また、平成27年度より各事業所に虐待防止マネージャーを配置する。
- ② 県知的障害者福祉協会が推進する人権侵害ゼロへの誓いの署名・掲示、人権侵害防止チェックリストによる定期的チェック、人権侵害防止に関する改善シート等の活用を図り、利用者に対する人権擁護の推進や倫理観を備えた職員育成を図る。

(8) 自立生活支援

- ① 児童部に在籍する入所者については、退所後の生活を見据えたひとりひとりに応じたライフスタイルを提案し地域生活や障害者支援施設等への移行を図る。移行に際しては本人、家族との個別面談や施設見学等を実施する。スムーズに移行できるよう支援する為に、支給決定機関である出身市町村、相談支援事業所、他関係機関との連携を図る。
- ② 児童部に在籍する入所者で特別支援学校高等部生について、本人や保護者の意向を確認したうえで進路検討会を実施し、学校とも意見交換の場を持ちながら卒業後の進路についての支援を行う。
- ③ 地域生活への移行が可能と思われる入所者については、地域生活移行検討委員会で検討し、地域生活移行に向けての自立生活支援を行う。

【地域生活支援センターあさひが丘】

(1) 児童発達支援センター歩路

○児童発達支援（歩路）

- 今年度は、利用希望者増に対応するため定員を25名に増やし、ニーズの多様化に伴い、療育クラスを以下の4クラスに分けて療育を進める。
- もも（楽しさや基本的な身体の使い方について体感する。）
うめ（ひととの関係作りから療育をすすめる。）
たけ（友達との関係を拡げ、自発性を育む）
まつ（ルールや決まりごとについて学び、集団へ適応する力を蓄える。）
- ① 活動を通して、友達とのかかわりや社会性・ルールを身につけられるように取り組む。
 - ② 日常生活における食事、排泄着脱等の基本的動作の支援・情緒の安定と運動機能の発達支援・集団生活に適応するための支援を行う。
 - ③ 個別の療育計画に基づき個々にあった療育・新版K式発達検査を行い、発達段階を正確に診断する。
 - ④ 保健センターで開催される総合発達相談会やわくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。
 - ⑤ 保護者会（年2回）個別相談会（年1回）等を通し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう保護者支援を行う。また、就学を迎える年長児は、希望により就学に向けた個別面談を行い、就学相談を受けた児童については、その結果の説明と就学に向けた面談を行う。
 - ⑥ 公開療育を年1回実施し、啓発活動に努め理解を促す。
 - ⑦ 保護者家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活に対しては、家庭訪問等を行いながら家族支援を行う。
 - ⑧ 公開療育および幼保連絡会を定期開催し、児童発達支援センターとして療育内容の充実を図り、地域の児童発達支援事業所の療育スキルの向上発展に努める。
 - ⑨ 保護者家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等により家族支援を行い、幼児虐待防止に努める。

○放課後等デイサービス（我路・シュバル）

- ① 利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行う。
- ② 活動を通して友達とのかかわりや社会性・ルールを身につけられるように支援する。
- ③ 遊び以外に、基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（着脱衣・排泄介助等）を行う。また、利用者の希望により状況に応じて宿題の時間を設ける。

<我路>

小学部（宙組）、中高等部①（月組）・②（星組）とクラス分けを行い、年齢と発達段階（特性）を考慮して療育的な要素を取り入れた、より質の高いプログラムを開発する。

<シュバル>

基本的に小学生を対象として療育的プログラムを行い、利用数によっては保護者

了解のもとで中学部以上の利用を受け入れ、我路と併行利用として活動を行う。

- ⑤ ご家族および本人の希望を確認して、乗馬や馬との触れ合いを取り入れた活動を行う。
- ⑥ ご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ⑦ 保護者会を年2回（5月・2月）に実施し、活動の紹介や意見交換を行う。また個別相談月間（9月）を設け、家庭・学校・事業所で統一した支援ができるよう連携を図る。
- ⑧ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、保護者へアンケート調査を行い、結果をホームページで公表する。
- ⑨ 次年度以降の公開療育開催に向けて準備を整える。
- ⑩ 発達検査をおこない利用者の支援に役立てる。

○保育所等訪問支援（歩路・我路・シュバル）

利用者が並行して通う保育園、幼稚園、学校等と連携をとり、療育の充実を図る。特に、放課後等デイサービスにおいては各学校との連絡を密に行い、保育所等訪問事業による学校訪問を積極的に実施して学校担任との利用者支援の共通認識を図る。

（2）ワーカーショップあすもね（就労継続支援B型・生活介護）

- ① 作業を通して、働く喜びや自分の役割意識を持てるような取り組みを行う。また就労を目指す利用者においては施設外就労の提供など、就労に向けた支援の充実を図る。
- ② 内職業務（箱折り、建設資材の組み立て等）や屋外業務（公園清掃委託作業、千年メディカル清掃委託業務、はっぴいエコプラザ、みかん園管理業務等）その他委託業務（学園清掃・草刈り業務・乗馬クラブ管理業務）に取り組み、利用者に毎月、工賃を支給する。
- ③ 毎月平均17,000円以上の工賃を支給できるように、作業種を拡大し利用者の意欲向上に努める。
- ④ 生活介護事業（定員6名）を併設し、行動面・情緒面・健康面の支援の充実を図り、利用者の状況・ニーズに応じて作業を主体としたサービス提供する。
- ⑤ はっぴいエコプラザ等の活動を通し、地域の方とのかかわる機会を得るとともに、地域住民から草刈の要望等があれ、積極的に取り組む。
- ⑥ 年2回の日中活動参観を実施する。内職作業などを見学してもらい、屋外作業の様子は写真や動画で説明し、意見交換等を行うことで作業内容の充実を図る。また年2回（6月・2月）個別相談の期間を設け、本人、家族の要望等を確認し支援内容の充実を図る。

（3）ヘルパーステーションとわ

居宅介護・行動援護・移動支援サービスを通して、利用者・家族の要望を確認し、地域生活を継続できるよう支援する。

○居宅介護

- ・家事援助において、地域で生活している障害者の生活を支えるため、家事の方法

やアドバイスを行い、自立に向けた支援を行う。また必要に応じて本人を含む家族が安心して地域生活が送れるよう関係機関との情報共有を行う。

・通院等介助において、グループホーム利用者を中心に定期通院の支援を行い、落ち着いて通院できるよう支援し、健康維持に繋げる。またグループホーム担当者を中心に関係機関と連携をとり、情報共有に努める。

○行動援護

対応が難しい行動がある利用者に対して外出支援を行い、利用者・保護者が希望するプラン（プールや温泉、公園散策等）を提案し、充実した時間が過ごせるよう支援する。

○移動支援

利用者・保護者の要望に応じて、外出時の支援（通院・市役所等での手続き・買い物・公共交通機関、公共施設の利用等）を行い、充実した余暇の提供や外出先で自立に向けた支援を行う。

（4）グループホームあさひが丘（介護サービス包括型共同生活援助事業）

花梨（女性5名）・つばさ丸（男性5名）・くるみ（女性4名）・四郎丸（男性8名）・ももか（女性6名）・とんぼ丸（男性8名）計36名

- ① 自立を目指し、地域において共同して日常生活を送れるよう、ひとりひとりの心身の状態や環境に合わせて、共同生活の住まいにおいて健康面の対応、食事の提供・日常的な相談その他の生活上の支援を行う。
- ② 就労先や福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、利用者のニーズに応じた支援を行う。
- ③ 地域との交流を促進し、地域住民にグループホーム利用者について理解を深めもらうため、各ホームが所属する春山地区の常会や行事に、利用者と職員で積極的に参加する。
住宅地図を活用し、ホーム周辺の地域住民の居住状況を把握する。ホーム担当者・利用者と地域住民が、お互いに名前で呼び合えるような関係作りに努める。
- ④ 5月に保護者会を実施し年間行事計画等の説明を行う。また個別相談を年2回（6月、2月）設定し、本人、家族の要望等を確認し、支援の充実を図る。
- ⑤ 利用者がグループホームで生活する中で、自立度を上げられるような支援を心掛け、自己決定ができるような働きかけを行う。

（5）あさひが丘相談支援センター

障害福祉サービスを利用する方にサービス開始前から関わり、利用したいサービスの説明やサービス等利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施する。また希望する生活を支えるため、鹿児島市自立支援協議会に参加し関係機関とのネットワークづくりに努める。

○障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等）を利用する際に、児童支援利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行い、ライフステージに応じたつながる支援を実施する。

○特定相談支援

18歳以上の障害者が、障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとにモニタリングを実施し、障害福祉サービスを継続して利用できるよう支援する。

○一般相談支援

施設や病院に長期入所していた方が地域での生活に移行するために、「地域移行支援」や「地域定着支援」を行い、住居の確保や新生活の準備等の支援、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を必要に応じて行う。

○生活困窮者支援

NPO法人かごしまホームレス生活者支え合う会と連携を図りながら、鹿児島つながる相談会等に相談支援専門員を派遣し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行う。

○鹿児島市障害者機関相談センターからの委託業務について

鹿児島市内の社会福祉法人（落穂会を含む4法人）が協定して、障害者基幹相談支援センター共同事業団を運営する。係る委託業務について、法人として可能な限りの協力体制を設け、必要に応じて関係機関と連携を図りながら共同連帯して営む。

【ガーデンキッズセルク・トリア】

(1) ガーデンキッズセルク

○児童発達支援

- ① 活動を通して、友達との関わりや社会性・ルールを身に付けられるように取り組む。
- ② 生活していく為に必要な身の回りのことが自立できるよう支援・アドバイスを行う。
- ③ 個別の療育計画に基づき個々に合った療育・新版K式発達検査を行い、発達段階を正確に診断する。
- ④ 保護者会（年2回）個別相談会（年1回）等を通し、また母子療育を含めて保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう保護者支援を行う。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会やわくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。

○保育所等訪問支援

利用者が並行して通う保育園、幼稚園、学校等と連携をとり、療育の充実を図る。特に、放課後等デイサービスにおいては各学校との連絡を密に行い、保育所等訪問事業による学校訪問を積極的に実施して学校担任との利用者支援の共通認識を図る。

○日中一時支援

自宅で継続して日常生活を送れるよう日中、一時的に子どもを預かり、家族のサポートを行う。

(2) ガーデンキッズトリア

○児童発達支援

- ① 活動を通して、友達との関わりや社会性・ルールを身に付けられるように取り組む。
- ② 日常生活における食事、排泄、着脱等の基本的動作の支援・情緒の安定と運動機能の発達支援・集団生活に適応するための支援を行う。

- ③ 個別の療育計画に基づき個々にあった療育・新版K式発達検査を行い、発達段階を正確に診断する。
- ④ 保護者会（年2回）個別相談会（年1回）等を通し、また母子療育を含めて保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう保護者支援を行う。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会やわくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。

○保育所等訪問支援

利用者が並行して通う保育園、幼稚園、学校等と連携をとり、療育の充実を図る。特に、放課後等デイサービスにおいては各学校との連絡を密に行い、保育所等訪問事業による学校訪問を積極的に実施して学校担任との利用者支援の共通認識を図る。

○放課後等デイサービス（ピッコロ）

- ① 利用者の利用曜日を固定し、安定したグルーピングを行い、新体制を整える。
- ② 個々に応じた支援を行い、学校のサポートの場となるよう支援を行う。
- ③ 活動を通して社会性やルールを学び、集団の中で良好なコミュニケーションを身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 個別の療育計画に基づき個々にあった療育・新版K式発達検査や知能検査を行い、発達段階を正確に把握する。
- ⑤ 保護者会を年1回実施し、個別相談にも応じながら保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう保護者支援を行う。
- ⑥ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、保護者へアンケート調査を行い、結果をホームページで公表する。

○日中一時支援

自宅で継続して日常生活を送れるよう日中、一時的に子どもを預かり、家族のサポートを行う。

【あさひが丘乗馬俱楽部 シュバル】

- ① クラブハウスの完成により、関係する事務処理・厩舎管理・一般乗馬受付等を充実させるとともに地域センターへの連絡体制を確立する。
- ② 人馬共に、事故怪我がないよう安全に活動を展開する為に、担当職員の乗馬、馬扱いのスキル向上を目指す。
- ③ 安定した乗馬療法を行えるように、馬の調教をすすめる。また乗馬療法プログラムを確立する。
- ④ 各事業所と連携、協力してシュバルの安定した利用に繋げる。
- ⑤ ホースセラピィーや一般乗馬等、乗馬俱楽部の拡充に努め、安定経営を図る。
- ⑥ あすもねと協力して馬場や周辺の環境整備に努める。
- ⑦ 地域の行事・イベントに積極的に参加・協力し、地域社会貢献に努める。

5. 職員の職務内容について

(1) 職員体制

	園長	副園長	サビ管	支援員	保育士	看護師	栄養士	専門職	事務員	業務員	計
あさひが丘学園	1	1	1	8	9	1	1	—	1	—	21
あさひが丘			2	58	—	1		—	2	4	69
歩路・我路	(兼務)	1	2	8	9	1(兼務)	—	2	2	4	29
とわ			1	1	—	—	—	—	—	—	2
グループホーム			2	9	—	—	—	—	—	—	11
あすもね			1	5	—	1(兼務)	—	—	1	—	8
相談支援			—	5	—	—	—	—	—	—	5
シュバル			1	—	2	—	—	1	—	1	5
セルク	1	—	1	—	6	—	—	2	—	—	7
トリア	(兼務)	—	2(兼務)	3	4	—	—		—	—	8
計(実数)	2	2	12	97	30	3	1	3	6	9	165

* 上表は、各職種の所属別（あさひが丘学園、あさひが丘、歩路、とわ、グループホーム、あすもね、相談支援、シュバル、セルク、トリア）の員数を示したもので、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は、あさひが丘学園（統括主任）、あさひが丘（生活統括主任・日中活動チーフ）、歩路（児童統括主任・我路チーフ）、グループホーム（グループホーム統括主任・グループホームチーフ）、就労継続B（あすもねチーフ）、シュバル（シュバルチーフ）、セルク（セルクサブチーフ）、トリア（トリアサブチーフ）が当たる。

* 専門職は、臨床発達心理士、乗馬インストラクター、言語聴覚士

* この他に、嘱託医が2名いる。

(2) 記録について

- ① 利用者アセスメント票
 - ② 個別支援計画
 - ③ モニタリング記録票
 - ④ 年間活動計画
 - ⑤ グループ記録
 - ⑥ ケース記録
 - ⑦ 看護衛生日誌
 - ⑧ 基本的生活習慣の状況把握
 - ⑨ 日常生活動作能力評価表
 - ⑩ 作業能力評価表
 - ⑪ 事務日誌
 - ⑫ 家庭通信
 - ⑬ 各種報告書（職員会議・チーフ会議・チーム会議・委員会・研修・事故・所在不明・ヒヤリハット・行事・避難訓練他）
 - ⑭ 人事評価に関する提出書類（人事評価表・新任職員行動チェックリスト）
- * すべての記録について、パソコンで作成することを原則とし、業務の効率化と情報の共有化を図る。（ただし、人事評価に関する書類は除く）

(3) 会議等

- | | |
|---------|------------------------|
| ① 職員朝礼 | 毎日（引き継ぎ） |
| ② 職員会議 | 毎月1回 |
| ③ チーフ会議 | 2ヶ月に1回 |
| ④ チーム会議 | 2ヶ月に1回 |
| ⑤ 各委員会 | 定例開催、隨時開催→別紙「委員会体制」 |
| ⑥ ケース会議 | 支援内容に変更もしくは想定される場合隨時開催 |

(4) 業務の実施と円滑化・省力化・効率化について

- ① 利用者支援をはじめとする各業務は「サービスマニュアル集」の各マニュアルに沿つて行う。サービスマニュアル集は全職員に配布しており、各職員へのマニュアルの周知徹底を図るとともに、必要に応じてマニュアルの見直しや新たなマニュアルの作成を行う。
- ② データベースソフト（ブレインメーカー）を活用し、文書管理体制を確実なものにするとともに、グループウェアを活用して組織内の情報伝達機能の充実を図る。
- ③ 『あさひが丘学園エコプロジェクト』として、「無駄な電気、水道、燃料を使わない」「無駄なコピー、印刷をしない」「急発進、急ブレーキ、急加速、不要なアイドリングをせずにエコ運転に努める」等を意識し、環境保全と経費節減に取り組む。

(5) 職員研修・人事考課制度・人材育成について

- ① 日本・九州・鹿児島の各知的障害者福祉協会主催の各種研修会及びその他の研修会に積極的に参加する。外部研修に参加した職員は、職員会議で研修内容についての報告を行う。
- ② 通信教育、資格取得等の自主研修に積極的に取り組む。日本知的障害者福祉協会が行う「知的障害援助専門員養成通信教育」の受講者には、受講奨励金を交付し、通信教育の受講を奨励する。
- ③ 園内研修を毎月の職員会議時に実施する。また、職員会議に出席できなかった職員には録音や録画で研修を受講できるよう配慮する。（研修内容については別紙参照）
- ④ テーマ別研修を年2回実施する。（研修内容については別紙参照）
- ⑤ 1年目の職員に対しては新任職員行動チェックリストおよび育成面接を年3回行う。2年目の職員に対しては同様に年2回の育成面接を行い、新任職員の育成を図る。育成面接はチーフとアドバイザーが事前協議を行い、新任職員へのアドバイスのポイントを明確にしたうえで行う。新任職員への育成面接には管理職がアドバイザーとして同席する。
- ⑥ 3年目以上の職員に対して人事考課および結果面接を年2回実施し、職員の資質向上を図る。人事考課を実施する際は、その精度を高めるためにチーフ以上の職員が参加し、人事考課検証会議を実施する。
- ⑦ チューター制度を活用し、経験の浅い職員の育成はもとよりチューターの自身の育成を行う。
- ⑧ 職員の自発的な研修・見学の希望を把握し、それらを参考にして、全職員が年1回以上、何らかの研修、見学の機会を得られるようにする。
- ⑨ 2年目以上の全職員が年1回他部門での体験研修を行う。
- ⑩ 複数の職員で業務を行っている部門にチームリーダー制を導入し、人材育成の充実を図る。
- ⑪ 職員が仕事以外でも交流できる機会(サークル活動や職員懇親会等)をつくり意識の共有化を図り、組織としての一体感を醸成する。

(6) 福祉教育

- ① 他の療育機関、施設等との連携を保つ。必要に応じて職員の相互派遣を実施し、それらの機関との連携を密にする。
- ② 大学・短大・専門学校、他施設等の実習・研修生の受け入れを行い、人材育成に寄与する。また、特別支援学校高等部実習生や中学校職場体験実習の受け入れも行う。
- ③ ボランティアの受け入れ、育成や地域住民との交流に積極的に取り組む。

(7) 広報活動

- ① 法人機関紙「落穂会だより」を年4回発行し、内容の充実に努める。
- ② ホームページを有効活用し、広く社会に向けて情報を発信する。
[\(http://www.asahigaokagakuen.jp/\)](http://www.asahigaokagakuen.jp/)

(8) その他

- ① 交通事故、違反等のないよう安全運転に努める。公用車運転中はもちろんのこと、通勤、私用で運転する際も安全運転を心がける。また、安全運転講習会を計画的に実施する。
- ② 提出物（日誌等記録・報告書・各種届）や出勤簿の捺印、納入金等の提出期限を確実に守る。

6. 環境整備・安全管理

(1) 環境整備

- ① 清潔・快適・安全な環境で生活するために、園内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供する。
- ② 修繕・修理の必要な箇所については迅速に対応する。

(2) 安全管理

- ① 危険個所のチェック・改善等を行い、安全な環境づくりに配慮する。
- ② 事故が起こった場合は必ず事故報告書に記録し、事故状況について職員間で情報共有を図るとともに、事故原因を分析すること等により今後の事故防止に役立てる。
- ③ 日々の業務における事故防止への職員の意識を高める為にヒヤリハット報告書を活用し、事故につながる事例の収集を行い、事故防止に役立てる。特に服薬に関する事故につながるようなヒヤリハットを減少させる。
- ④ 避難・消火訓練（毎月）、防災設備点検（年2回）、総合防災訓練（年2回）、不審者対応訓練（年1回）を行う。

7. 保護者・地域社会との連携・交流

(1) 保護者との連携

- ① 本人・保護者・施設は三位一体であるとの観点から、保護者との連携を十分に図る。
- ② 面会、外出、一泊帰省、長期帰省、学園行事への参加等を通して本人と家族との関わりが薄くならないように配慮する。外出・帰省については、基本的に本人・家族の要望により行うが、家庭事情により配慮しなければならないケースについて

ては、個別に相談を行う。

- ③ 利用者の学園での様子を家庭に伝えるために、家庭通信（年2回）を送付する。
- ④ 保護者職員研修会、保護者職員懇談会、保護者会総会、役員会等を通じ保護者との連携を密にする。
- ⑤ 個別相談（年2回）、日中活動参観（年2回）を設け、本人・家族の意見、要望等を聞く機会とし、可能な限り利用者の個別支援計画に反映させる。
- ⑥ 保護者会のボランティア活動（年2回）をバックアップし、利用者支援の充実を図る。

（2）地域社会との交流

「秋まつり」を地域交流・貢献の場として毎年開催する。また、ワークショップ等のその他の交流の機会も定期的に開催し、地域の人々が自由に行き交うことの出来る施設となるような取り組みの充実を図る。

なお、地域の行事（運動会・夏祭り等）に積極的に参加すると同時に、学園行事（バザー・YPOコンサート等）にも引き続き地域の人々に参加してもらい、地域社会との交流を図り、施設及び利用者について理解してもらうよう努める。

平成27年度10月より立ち上げた「サポート制度」を認知してもらえるような働きかけを積極的に展開し、一人でも多くの方に会員登録をして頂けるよう努める。合わせて、活動時期や内容を具体化し、実を伴う制度となるよう展開する。

（3）社会貢献

平成27年度、保護観察処分者のボランティア活動での受け入れ施設として登録したため、要請があった場合は積極的に受け入れる。